

平成19年度予算要求等に係る事前評価書(要旨)
(政策評価の結果の政策への反映状況)

平成18年8月

施策名	施策目的	施策目標・指標	反映状況	
			財政措置	機構定員
経済産業政策				
01 人材のイノベーション	人口減少社会に突入する中で、我が国が持続的な経済成長を実現するために、一人当たりの生産性向上を図り、イノベーションを生み出す人材を多く輩出することができる「人財立国」の実現を目指す。そのため、産業界、教育界、地域社会、さらには国外も含めて、優秀な人材を育て活かしていくための環境整備を進める。	<p>「人財立国」の実現に向けて、一人当たりの生産性の向上(就業者一人当たりGDPの向上)を目標に掲げ、それに向けて、(1)人材の育成、(2)人材の能力の最大限の発揮、(3)グローバル人材獲得、の3つの観点から環境整備を図る。</p> <p>人材の育成 ・実社会で求められる能力を養う実践的な教育の導入・拡大に向けて、学校を中心として、企業、NPO や自治体といった人材育成を担える「眠れる資源」の力を結集し、産業界で活躍できる人材の育成を推進する。また、施策目標として、大学等の高等教育機関等において産学官連携による経済社会ニーズに応じた実践的な教育が導入されている度合いを引き上げることを目指す。</p> <p>人材の能力の最大限の発揮 ・個人が、実社会で持てる知識や能力を最大限発揮できるように、身につけた知識や能力を着実に実践に活かせる力(「社会人基礎力」)や職業観を育てるとともに、個々人の目標や適性に応じた多様な学び方・働き方を柔軟に支える社会の仕組みを構築する。施策目標として、労働力人口比率を潜在的労働力人口比率(就業意欲がある人も含めた労働力人口比率)に近づけることを目指す。</p> <p>グローバル人材獲得 ・グローバルな人材獲得競争が激化する中、世界から優秀な留学生等が集まる魅力的な環境を創出するため、在学中のみならず、卒業後の活躍までの総合的な支援を図る。施策目標として、留学生及び就学生からの日本企業への就職者数を平成21年度までに7000人に引き上げることを目指す。</p>		
02 技術革新の促進・環境整備	世界最高のイノベーションセンターを目指す我が国において、イノベーションが連続的に創出される好循環を構築することにより、我が国の競争力の強化、新産業の創出、経済成長、国民生活の向上に貢献するとともに、地球規模の制約の克服等中長期的課題の解決を図る。このため、業種・技術分野ごとの実態等を踏まえつつ、産学官一体となって知識の融合、先端的・革新的な研究開発及びその事業化並びにそれらに資する人材育成と活用を効率的かつ効果的に促進するとともに、世界に向けた発信を行う。	<p>科学技術によりイノベーションを加速すべき領域(戦略領域)において、政策資源の集中、先端的な研究開発、成果の社会還元のための環境整備、関係府省、産業界等との双方向連携の強化を図るとともに、新産業につながる技術分野において中長期的な市場ニーズ・社会ニーズを見据えて戦略的かつ効果的な研究開発を促進する。</p> <p>(指標)産学官協働によるサイエンスに遡って課題解決を図り、真に産業競争力の強化が期待できる研究開発プロジェクトの立ち上げ件数(平成22年度:15件) ・技術シーズの発掘・開発から成果の普及・展開までを一体的にとらえた研究開発プロジェクトの実施(平成22年度:府省間縦連携研究開発プロジェクト4件/異業種垂直連携研究開発プロジェクト8件)</p> <p>効果的な技術戦略を通じて、研究開発の成果が企業の成長に結びつくことを促進し、研究開発成果を経済社会へ効率的に還元させるとともに、成長を支える企業の競争力の源泉であるイノベーション能力の向上と適正な投資を促進し、全要素生産性(TFP)の向上に寄与する。</p> <p>(指標)・全要素生産性(TFP) ・研究開発費、TLOのロイヤリティ収入、産業界をリードする大学発ベンチャーの創出 ・NEDOにおける査読済論文等、産総研における論文発表等</p> <p>異分野の研究者、経営者と技術者、企業、大学、公的研究機関、ユーザー等との垣根を越えた融合を促進する。 (指標)国内の研究開発従業者に対する融合の場の認知度(平成27年度:認知度30%)</p>		

		産業ニーズに応えられる十分な問題設定・解決能力や深い専門性、幅広い知識を身につけた高度な研究人材・技術人材の育成と流動化を促進する。		
03 知的財産の適切な保護	我が国企業等の知的創造活動により生み出された成果(知的財産)が国内外で適切に保護される環境を整備し、我が国産業の国際競争力の強化を図る。	<p>我が国企業の模倣被害率(被害企業数/回答企業数)を平成22年度に20%まで削減させる(平成16年度:22.8%)。 (指標:模倣被害率、知的財産侵害品輸入差止件数、国内における知的財産権侵害品取締り件数)</p> <p>情報収集・発信機能等の体制強化、訴訟支援活動等の支援、普及啓発活動等の総合的な対策を講じ、抜本的な海賊版コンテンツの取締強化が図られることにより、海賊版侵害を抜本的に低減させる。 (指標:コンテンツ流通促進センターへの相談件数、日本製コンテンツの摘発件数)</p> <p>企業における営業秘密の適切な管理を推進し、技術流出の防止等を図る。 (指標:秘密保持契約等の締結状況、営業秘密侵害訴訟件数(民事・刑事)等)</p>		
04 工業標準・知的基盤の整備	我が国の研究開発成果の国際的な普及や環境・福祉など社会ニーズに的確に対応した製品の普及を図ることにより、世界市場を創出・拡大させ、我が国の産業競争力の強化及び安全・安心な社会の創造に貢献する。	<p>我が国の基準認証制度の基礎となっている工業標準の推進、適合性評価、知的基盤整備等を一体的に推進し、安全・安心社会の創造と産業競争力強化を図るために必要な品質と信頼を確保する。具体的には以下の通り。</p> <p>・日本工業規格(JIS)及び国際標準の制定・改正を通して、2015年までに我が国が欧米諸国に比べても遜色なく国際標準化をリードできるようにするため、次の目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 重要技術分野を中心にISO(国際標準化機構)での新規提案数を増大(平成19年度において平成16年度の20%以上増)するなど、国際標準化活動に積極的に取り組み、我が国主導の国際規格獲得の拡大を図る。 - 平成14年4月に策定した環境JISアクションプランや平成15年6月に策定した高齢者・障害者への配慮に係る標準化の進め方(提言書)に基づき、環境、高齢者・障害者対応等社会ニーズに合致した規格を着実に整備するとともに、強制法規、ガイドライン等への引用など規格の利用を促進する。 - 適合性評価制度について、平成17年10月から施行された新JISマーク表示制度に平成20年9月までに完全移行し、国際整合性を確保するとともに、消費者の購買選択や企業間取引等の市場・社会ニーズを反映したものにすることによって、社会的コストの低減や信頼性確保等を図る。 <p>・2010年(平成22年)までに、知的基盤(知的創造活動により創出された成果が体系化、組織化され、更なる研究開発、経済活動等の促進のベースとして活用される、計量標準、計測・評価方法、データベース、研究材料等をいう)の重点分野(計量標準、地質情報、化学物質安全管理、人間生活・福祉、生物遺伝資源情報、材料)について下記の整備目標にしたがって整備を図ることにより、人間力の向上・発揮に必要な科学技術の発展に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 研究開発基盤となる計量標準については、特にバイオ、ナノテク等の次世代産業のための基盤整備や、環境・安全への対応の基盤となる標準物質の整備等、質的な内容も重視しつつ、物理標準250種類程度、標準物質250種類程度の整備を目指す。 - 地質情報(地球科学情報)については、20万分の1地質図幅について、全国をカバーする124図幅を整備し、隣り合う地質図の地層境界線、断層などの不一致を調整して、見やすくする(シームレス化)。 - 生物遺伝資源情報として、生物遺伝資源機関を整備し、微生物を中心とした生物遺伝資源を7万程度提供できる体制を確立する。 - ガラスについて、ガラス組成数で30万件程度のデータベースを整備するとともに3物性以上の国際標準化を目指す。 - 法定計量分野における技術基準等の国際整合化を推進する(現在は、11機種の基準のうち、1機種が整合化済み。今後、残る10機種についても、国内事情を勘案しつつ対応)。 		

05 経営イノベーション・事業化促進	我が国に存する経営資源の効率的な活用を通じて企業全体の生産性向上を実現させるとともに、ベンチャー企業の創出と成長を促すための環境整備を行うことにより、我が国経済の新陳代謝の能力を高め、経済産業活性化を図る。	<p>経営資源の効率的活用やベンチャー企業の創出や成長促進のための環境整備を行うことにより、我が国経済の新陳代謝能力を高め、経済産業活性化を図り、中長期的に実質GDP2.2%以上の経済成長の実現を目指す。</p> <p>1. 経営資源の効率的活用 産業活力再生特別措置法の計画認定に基づく政策支援を通じて、企業の自力再生、他社と共同での事業再編を推進し、経営資源の有効活用を通じて企業の生産性の向上を図る。 具体的には、平成19年度に企業の生産性(ROA:総資産経常利益率)を4.2%にすることを目標にする。 注)3.6%(現在値)+2%(事業再構築計画(3年以内)の終了時点における企業の生産性向上目標値)×1/3(1年間)=4.2%</p> <p>2. 新事業創出・創業促進 起業しやすい環境の整備と起業後の成長の支援を通じて開業数、開業率の増加を図る。</p>		
06 ITの利活用の促進	ビジネス、行政、生活、社会の各分野におけるITの利活用を通じた構造改革、課題解決、生産性の向上等を促進し、もって、人口減少と高齢化が進展する我が国の経済社会の成長・活力の維持・向上を図ることを目的とする。	<p>【IT経営】 「IT新改革戦略」(平成18年1月 IT戦略本部)及び「重点計画2006」(平成18年6月 IT戦略本部)を実現するために、同戦略及び計画に掲げられた関連施策に関する目標を達成する。特に「IT経営」に関しては以下を目指す。 ・2010年度までに、企業の部門間・企業間の壁を超えて企業経営をITによって最適化する企業の割合を世界トップレベルの水準まで引き上げる。具体的には、「IT経営力指標」を使ったアンケート調査等により国内外の状況を把握し、現状の約27%から米国並みの50%を超えるレベルを目指す。 ・2010年度までに、基幹業務にITを活用する中規模中小企業の割合を60%以上とする。</p> <p>【行政～電子経済産業省】 各業務・システムごとに策定された「業務・システム最適化計画」に則り、当該計画に掲げられた各業務の目標(業務削減・経費削減)の達成を図る。 ・物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務(物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務システム最適化計画:平成16年9月15日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定): 平成21年度までに年間約442万時間の業務削減、システム開発及び4年間の運用に係る経費について約325億円の経費削減の達成を図る。 ・貿易管理業務(輸出入及び港湾・空港手続関係業務)(貿易管理業務(輸出入及び港湾・空港手続関係業務)の業務システム最適化計画:平成17年3月31日電子経済産業省推進本部決定): 平成22年度までに年間約30,000時間の業務削減、平成21年度までに年間約1億円の経費削減の達成を図る。 ・経済産業省統計調査等業務(統計調査等業務の業務・システム最適化計画:平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) 平成23年度までに年間約32,000時間の業務削減、平成23年度までに年間約3.8億円の経費削減の達成を図る。 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を踏まえた予算の平準化、運用開始年度変更後の実目標 ・工業標準策定業務(「工業標準策定業務」業務・システムの最適化計画書:平成18年2月21日電子経済産業省推進本部決定) 平成21年度までに年間約6,600時間の業務削減、平成23年度までに年間約6.6百万円の経費削減の達成を図る。</p> <p>【安全・安心な社会の実現】 ICAO(国際民間航空機構)標準に準拠して各国が発行するe-Passportについて、平成19年度までに先進導入国30ヶ国のe-passportの相互運用性検証を行い、ICAOへe-Passport第二次実装規格原案を提出し、国際規格化させる。 平成19年度末までに、個人情報保護に関する社内規定が整備された企業の割合を現状の約75%から85%に、プライバシーポリシーの公表を行う企業の割合についても現状の約65%から75%に増加させる。 2010年(平成22年)までに、ISOにおいてITS(高度道路交通システム)技術(安全運転支援サービスに対応した車載機等)の国際標準化原案を提出し、国際規格化させる。</p>		

		<p>【人材育成】</p> <p>2009年(平成21年)までに情報処理技術者試験の相互認証をアジア中心に全体で12ヶ国・地域と締結するとともに、我が国の試験制度を導入した国(平成18年8月時点:フィリピン、ベトナム、タイ、ミャンマー、マレーシア)における受験者数を増加させ、各国において10%以上の合格率達成を目指す。</p>		
07 流通・物流基盤整備	我が国産業の国際競争力の強化及び環境への負荷の低減を図るため、商品データ共有化やインターネットを活用したEDIの標準化、国際標準に準拠した電子タグの活用、CO2削減に向けた荷主と物流事業者の連携の促進等を通じて、流通・物流システムの効率化・グリーン化を推進し、その成果の産業界への普及を図る。	<p>総合物流施策大綱(2005-2009)(平成17年11月閣議決定)の基本的方向性である</p> <p>スピーディでシームレスかつ低廉な国際・国内一体となった物流の実現</p> <p>「グリーン物流」など効率的で環境にやさしい物流の実現</p> <p>デマンドサイドを重視した効率的物流システムの実現</p> <p>国民生活の安全・安心を支える物流システムの実現</p> <p>を目標とし、平成21年(2009年)を目標年次として、施策の総合的・一体的な推進を図る。</p> <p>具体的には、平成21年度までに、以下を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通業界全体で効率的な商品情報の共有を可能にする商品データ共有化システムの大手流通業の利用者数:10社 ・流通業界におけるインターネットを利用した電子商取引での情報のやりとりを行う次世代EDIの大手流通業の利用率:70% ・荷主・物流事業者の物流面におけるパートナーシップを普及・拡大し、物流分野におけるCO₂排出量の抑制・削減を推進するグリーン物流パートナーシップ会議の会員数:4,000者(平成18年6月:2,553者)*同一企業の複数者から登録がある場合も1者と数える。 		
08 情報セキュリティ対策の推進	情報処理基盤の安全性を確保するための対策、企業・個人における情報セキュリティ対策を促進することを通じて、第1次情報セキュリティ基本計画(平成18年2月情報セキュリティ政策会議決定)の基本目標である「ITを安心して利用可能な環境」の構築を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度までに、コンピュータウイルスに起因する被害金額を1,200億円程度に低減する。 ・平成19年度のインターネット安全教室の参加者数を10,000人以上とする。 ・平成19年度までに、企業におけるセキュリティポリシーの策定率を40%以上とする。 ・平成19年度までに、ITセキュリティ評価及び認証制度に基づく認証製品数を83件にする。 <p>(参考)</p> <p>上述の「第1次情報セキュリティ基本計画」で掲げられている目標のうち、本施策は主として以下のものに関連しているが、具体的指標については、情報セキュリティ政策会議の下に設置される関連専門委員会でも今後検討予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度初めには、企業における情報セキュリティ対策の実施状況を世界トップクラスの水準にすることを旨とする。 ・平成21年度初めには、「IT利用に不安を感じる」とする個人を限りなくゼロにすることを旨とする。 		
09 消費者行政(製品・取引)の推進	消費者が安全な製品やサービスを安心して取引できる市場環境を整備することにより、消費者の生命・財産を保護するとともに、国民経済の健全な発展を達成する。	<p>訪問販売等のトラブルの多い特定の取引や、クレジット取引、商品先物取引等について、適正な取引秩序に基づく市場の健全な発展を図るための制度を整備し、違反があった場合には行政処分も含めた厳正な対応を行うことにより、消費者(委託者)保護を徹底させる。</p> <p>(実施状況関係指標:特定商取引、割賦販売、商品取引に関する相談件数、立入検査件数)</p> <p>実態及び国際的な安全基準等への対応を視野に入れつつ、製品の安全性に関する制度を整備し、違反があった場合には行政処分も含めた厳正な対応を行い、消費者の安全を確保する。</p> <p>(実施状況関係指標:製品安全4法(電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、消費生活用製品安全法)に関する事故件数、立入検査件数、違反措置件数)</p>		
10 経済産業統計の整備	経済産業統計の整備及び着実な実施を図り、経済産業政策の企画立案及び事前・事後評価に必要な基礎情報を提供するとともに、経済産業統計が事業者や個人にも幅広く	<p>【施策目標】</p> <p>(1)統計制度改革の推進</p> <p>(2)社会・経済の変化に対応した統計等の整備</p> <p>(3)調査結果の利用拡大</p>		

	く利用されるものとする。	<p>(4)統計調査の効率的かつ着実な実施 (5)統計分野の国際協力・交流の推進 を通じて、経済産業政策の企画立案及び事前・事後評価に必要な基礎情報を提供するとともに、経済産業統計が事業者や個人にも幅広く利用されるものとする。</p> <p>(指標) (1)(2)統計調査の見直し実績数(新設等含む) サービス分野の産業の統計のカバー率(平成21年度までに「特定サービス産業動態統計調査」の拡充と総務省が検討を進めている新たな動態統計の実施により、「大分類K金融・保険業」や「大分類R公務」など月次ベースで動態を見る上で更なる検討が必要な20業種(中分類ベース)を除いた45業種(中分類ベース)のカバー率(平成17年度46.7%)を100%とする) (3)インターネットアクセス件数(平成22年度に200万件/年度) (4)包括的民間委託等民間開放件数、公表遅延ゼロ継続日数(365日/年度) 統計情報システムの最適化の実施による費用削減効果(平成23年度までに年間約4.8億円(業務処理時間の削減による効果含む)) 最適化による費用削減効果は様々な条件を置いて現時点で算出したものであり、状況の変化等により費用削減効果は変動しうる。なお、数値は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を踏まえた予算の平準化、運用開始年度変更後の実目標。</p>		
対外経済政策				
11 通商政策	<p>経営資源が容易に国境を移動できる環境を整備し、我が国企業の事業活動の円滑化を図り、また、貿易の拡大、投資の拡大等による各国・地域との経済関係の緊密化を図り、もって我が国経済の活性化を図る。</p>	<p>平成20年度を1つの区切りとして、 (1)グローバル化に対応し、国内外にわたる企業活動を円滑化するため、人、モノ、カネ、情報等の経営資源が国境を越えて容易に移動できる環境の整備を目指す。 (2)地理的、経済的に我が国との繋がりが深いアジア・環太平洋地域等において、経済社会の発展に資するため、経済関係を一層緊密化させることを目指す。</p> <p>また、目標達成度を計るための指標として以下の維持・達成を目指す。 (平成20年度) 貿易額(総輸出入額):14,000億ドル (平成16年度:10,197億ドル) 対外・対内直接投資額:1,200億ドル (平成16年度:730億ドル) 対外・対内直接投資件数:5,800件 (平成16年度:4,324件)</p> <p>その他、個別事業毎における事業の満足度・活用度、セミナー、商談会等の開催数・参加者数、派遣者・受入者数、また、経済連携協定締結国数、交渉開始国数なども経済関係緊密化を計る上での指標とする。</p>		
12 貿易投資促進	<p>貿易・投資の拡大による各国・地域との経済関係の緊密化を通じ、我が国経済の活性化を図る。</p>	<p>1. 我が国経済の活性化に資する対内直接投資の促進 外国企業の新たな経営・ノウハウ等の導入による生産性向上や地域経済の活性化等につながるような、我が国地域・企業にとって意義の高い対内直接投資の促進を目指す。具体的には、2010年(平成22年)までに対日直接投資の残高を対GDP比倍増となる5%程度を目指す。</p> <p>2. 我が国の貿易・投資の円滑化 我が国企業の国際展開を支援し、企業ニーズを踏まえた国際課税制度の見直しによる我が国への資金還流の円滑化を図る。これらにより、所得収支の拡大に資する。</p>		

13 経済協力の推進	途上国の貿易・投資環境整備を通じて、途上国への投資を拡大させ、経済発展を実現させることにより、ひいては、我が国と当該国との経済関係の深化や資源の安定確保と我が国の経済・産業に裨益することを目的とする。	<p>以下の観点から、途上国の貿易・投資環境の整備に取り組み、当該国の貿易・投資の拡大を図る。</p> <p>産業・物流インフラ整備の促進 途上国及び我が国企業ニーズを踏まえたインフラ整備を促進する。 (指標: 当該分野のインフラ・キャパシティ及び整備の実施状況、当該インフラ整備における日本の技術・ノウハウによる寄与の割合)</p> <p>制度インフラ構築支援: 「アジア標準」の創出・展開 重点化すべき制度インフラ整備案件を検討・共有し、アジア標準の創出・展開を図る。 (指標: アジア標準の実績・計画、普及した/目指す国、普及率等)</p> <p>産業人材育成 アジアにおける産業人材育成を通じ、現地企業のパフォーマンス向上を図る。 (指標: 事業実績(国別、産業別、コース別、参加者別、関連企業別等)、研修参加者や企業等による評価、パフォーマンス向上への寄与)</p>		
14 貿易管理	安全保障、国民の安全・安心、環境、知的財産の保護等のように近年重要性が認識されている多角的な価値軸に基づき、水際における国内外の規制ニーズを迅速・的確に把握し、その上で国際的な各種合意との整合性や適切な国内担保措置の在り方等考慮に入れながら適正な貿易管理体制を構築することで、自由貿易に対して必要最小限の管理・調整を行い、対外取引の正常な発展、我が国または国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって我が国経済・社会の健全な発展を実現する。	<p>(施策目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本からの輸出について厳格に管理し、テロリストや懸念国等に安全保障上機微な貨物・技術が渡らないようにするとともに、適切な輸入管理を行う。これを達成するため、状況変化に対応した不断の制度の見直し、執行力の強化、第三国を迂回した輸出を防止するための国際連携強化、懸念国における大量破壊兵器等の開発動向や迂回輸出等に係る知見の蓄積・深化を図る。 当事者間(権利者及び輸出入者)の適正な手続保障を確保しつつ、税関とも連携しながら、知的財産権侵害品の輸出入を防止する。 環境や安全等の観点から取引規制されているものについて、厳格な審査・検査により適切な貿易管理を行う。 国際ルールに適合した貿易救済制度を的確に運用し、また、原産地証明に係るEPA交渉への対応及び国内制度整備を的確に行う。 <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出管理社内規程(CP)の導入企業社数 平成19年度 : 1,250社 (平成17年度: 1,095社) EPA特定原産地証明書の発給件数 平成19年度 : 6,394件 (平成17年度: 4,874件) 		
モノ作り・情報・サービス産業政策				
15 モノ作り産業振興	イノベーションの促進や内需依存型産業の国際展開、さらには国民生活の安全・安心に資する施策を講じることで、付加価値の創出や技術による差別化(ブランド化)、我が国製造業全体の国際競争力強化を図ることを目的とする。	<p>我が国製造業の国際競争力の向上を図るべく、中・短期的には以下の4つの政策を推進し、2015年(平成27年)には2004年(平成16年)に比して、我が国製造業における付加価値額の25%増加を達成する。</p> <p>(1) 技術開発の推進</p> <p>高度な部品・材料産業の強化 我が国の部品・材料産業は、国際的に高い技術力と競争力を有し、高い信頼性と性能を持つ部品・材料を情報通信機器や自動車などの最終製品に提供し、我が国の国際競争力を支えている。このような高度な部品・材料の開発を推し進めることにより、将来にわたる我が国経済・産業の国際競争力の維持・強化を図る。具体的には、高度な部品・材料分野について、研究開発の成果が世の中に出ていく道筋を示した技術戦略マップ等を活用しつつ、ユーザー企業と垂直連携による研究開発等を引き続き推進する。</p> <p>潜在的新産業群創出 将来の市場拡大が期待される分野や、複数分野が関係する融合領域においても、経済的、社会的に大きなインパクトを持つ潜在的新産業群が期待される。これら潜在的新産業群となりうる分野の実用化・市場化を見据えつつ、科学の基礎に立ち返った研</p>		

		<p>究開発や次なる市場創造の基礎となる研究開発等を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場規模：直近実績の市場規模と2015年の市場規模推計値 ・新世代自動車 0.1兆円(直近実績) 8.2兆円(2015年) ・次世代知能ロボット 0.5兆円 (直近実績) 3.1兆円(2015年) ・次世代環境航空機 NA(直近実績) 2.8兆円(2015年) <p>産業用ロボット及び生活、医療・福祉、公共分野の次世代ロボットを合計した値</p> <p><u>(2) 内需依存型産業育成のための高付加価値化・差別化</u> 我が国の内需依存型産業によって生産される製品は、技術的・品質的に世界水準にあるものの、アジア諸国からの低級品および欧州の高級品に圧迫され、「サンドウィッチ」状態にあり、高付加価値化・差別化が実現できていない。そこで、高付加価値や環境に配慮した製品など、消費者の需要を喚起する製品の提供等の取り組みを支援することで、国際競争力のある産業への転換を目指す。</p> <p><u>(3) 安全・安心な社会の実現</u> 国民が安全・安心・快適な生活を営めるよう、生活環境の整備を目指す。具体的には、我が国において、子どもを安心して育てられる生活環境を整備するため、子どもに関する事故情報の収集・分析・共有等を行うシステムを構築し、子どもの「不慮の事故」のない社会を目指す。また、機械安全概念がグローバルスタンダードとなりつつある中、我が国機械産業においても、機械安全技術を取り入れることにより、将来にわたり国際競争力を維持していくことが必要である。製造現場における事故情報をデータベース化し、機械安全概念の有効性について分析を行うなど各種調査を行い、機械安全技術の普及促進を目指す。</p> <p><u>(4) モノ作り人材の育成</u> 近年、就業構造の変化、製造業のグローバル化などの影響を受け、若年者を中心としたモノ作り離れ、さらには熟練技能者の高齢化等により、我が国の経済発展を担うモノ作り基盤技術の継承が困難になっている。 モノ作りの中核をになう中堅人材、伝統的・文化的な「技」を支えてきた熟練人材や、今後を担う若年人材と各世代にわたり優秀な人材に対し、関係大臣と協力して総理大臣が表彰を行うことで、製造現場のモノ作りや伝統的な匠の技を支える人材を確保・育成し、このような人材の意欲を高める。</p>		
16 情報産業強化	情報家電を始めとする我が国情報産業の競争力の強化を図るため、情報経済社会の発展を支える質の高い製品・サービスの提供を実現するとともに、次世代の情報経済社会を支える基盤の構築・発展を図ることを目的とする。	<p><u>【情報大航海プロジェクト】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上に限らず画像・映像を含めた様々な形で存在する多様かつ大量の情報を検索・解析できる次世代検索エンジン及びその基盤技術を開発する。従来の検索エンジンでは実現できない当該次世代検索・解析機能を利用することにより、企業の事業活動の拡大、新事業の創出、企業活動の効率性向上の実現を目指す。 <p><u>【情報家電・情報通信機器】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンソースソフトウェアを活用し、一つのサーバ上で複数の異なるOS環境を安全に管理運用できる技術(セキュア・プラットフォーム)を開発することで、特定のソフトウェアへの過渡な依存が生じることを未然に防ぎ、競争環境を維持し、ユーザーの実質的な選択枝を増やす。 ・平成22年度までに、半導体の微細化に関して、テクノロジーノード45nm以細のデバイス実現に必要な革新的基盤技術を、産業界において自ら実用化に向けた展開を図る際の判断ができる水準まで技術開発を行い、技術選択枝として提示する。 ・平成20年度までに、情報家電の音声認識によるタスク達成率を95%以上にするとともに、情報家電とセンサーとの連携技術については、100万個のセンサーデータを処理可能とするミドルウェア基盤技術を開発する。 <p><u>【ソフトウェア・情報サービス】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の企業情報システム、組込みシステムの信頼性・生産性を定量的に把握の上、不具合の発生率を5年以内に半減することを目指す。 		

		<p>・(狭義の)化学物質管理分野</p> <p>(1)施策目標 様々な便益をもたらす化学物質の活用による産業の活性化や生活の質的向上が実現すると同時に、人の健康や環境生物の生息に対する化学物質の影響が適切にコントロールされるよう、その科学的・国際的な動向と整合させつつ、我が国における化学物質上市前事前審査・使用規制、自主管理、情報開示等の法的枠組を整備・運用すると共に、その基盤となる科学的知見を充実させ、それを基に国内外の産業、行政、市民等関係者においてリスクベースの考え方や手法を浸透させることにより、企業等における化学物質の適正管理を促進する。</p> <p>(2)指標等 化学物質審査規制法施行に伴う各種審査件数等 化学物質排出把握管理促進法施行に伴う各種登録件数等</p> <p>・化学物質危機管理分野</p> <p>(1)施策目標 「化学兵器禁止条約」に基づき、所管する国内法である化学兵器禁止法の的確な執行を図るとともに、条約上の産業検証制度について、安全保障を確保しうる制度・運用とすべく、国際交渉に参画する。また、戦争やテロに対応する「国民保護措置」の実施にともない必要とされる施策を講じるとともに、化学プラントにおける危機管理体制の構築のために必要な対策について検討し、平成20年度までに具体化を図る。</p> <p>(2)指標等 化学兵器禁止法に基づき国際査察立会い又は立入検査を実施した事業所数</p> <p>・フロン等に係るオゾン層保護・地球温暖化防止分野(再掲)</p> <p>(1)施策目標 「モントリオール議定書」に基づくオゾン層破壊物質を削減すべく、またその代替のための導入された代替フロン(京都議定書対象物質)が抱える地球温暖化効果を防止すべく、産業界の取組と連携して、種々の排出抑制策を講じる。 具体的には、オゾン層保護法に基づき、オゾン層破壊物質の生産量等の段階的削減をモントリオール議定書のスケジュールどおりに実施する。また、代替フロン等3ガスの排出量を、京都議定書目標達成計画の目標である、自然体よりCO2換算値56百万tの削減、基準年総排出量比+0.1%程度の影響に止める。</p> <p>(2)指標等 オゾン層保護法施行に伴う対象物質削減状況及び各種登録件数等 温暖化防止に係る代替フロン等3ガス排出状況</p>		
中小企業・地域経済産業政策				
20 中小企業事業環境の整備	政策性の発揮と民業補完の観点を踏まえつつ、不動産担保や保証人に過度に依存しない融資の拡大を推進するなど、中小企業の多様な資金調達手段の確保及び必要且つ十分な資金供給を行う。また、我が国経済のグローバル化に対応するため、情報提供、海外販路開拓、人材育成等に係る支援により、我が国中小企業の国際展開に伴うリスク低減を図る。こうした中小企業の事業環境の整備により、中小企業の事業活動の活性化を図る。	・中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、政策金融制度及び信用保証制度の的確な構築、充実を行う。 (指標: 資金繰り判断DI(日本銀行・企業短期経済観測調査)、政策金融機関の貸付額、保証承諾額等) ・中小企業が輸出、对外投资を行う際に必要な情報、ノウハウ等のアドバイス、研修等を効率的かつ効果的に行う。 (指標: 国際展開に関する入手情報の満足度等)		

21 経営革新・創業促進	中小企業者が行う、新商品・新サービスの開発又は新たな生産方式、販売方式の導入などの新事業展開の取組を支援することにより、中小企業の経営革新・創業を促進し、中小企業の活性化・健全な発展を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い経営革新の取組や新連携、地域資源を活用した新事業展開を全国に広げる。 ・我が国製造業の強みの源泉である、鑄造、プレス加工、めっきなどのモノ作り基盤技術について、現在以上の技術力を有する企業を輩出する。 ・小規模企業の自助努力による経営革新や創業の取組を促進する。 <p>具体的には、平成20年度以下を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営革新計画終了後に年3%以上の付加価値額等の伸びを達成した企業の割合:50%以上 ・新連携における国の認定件数(累計):520件 ・新連携の各認定案件の事業終了時点での事業化・市場化の達成度:80% ・中小ものづくり高度化法における認定件数(累計):600件 ・地域資源を活用した新事業の創出件数(累計):400件 		
22 経営安定・セーフティネット構築	下請取引の適正化、下請中小企業の経営基盤の強化や小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度、中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営安定を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業に係る取引機会の増加及び下請中小企業の自立化を図る。 (指標)下請中小企業に対する取引あっせん件数(平成19年度目標件数:3万2千件) ・下請代金法及び下請振興法の周知、理解の増進を図り、親事業者と下請事業者との下請取引の適正化を図る。 (指標)下請代金法違反件数、立入検査件数 ・小規模企業共済及び中小企業倒産防止共済の両共済制度について、安全・確実な運営を行い制度の安定を維持し、小規模企業者の振興、中小企業の連鎖倒産防止を図る。 (指標)小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の加入件数 (平成19年度加入目標件数:小規模企業共済制度8万件、中小企業倒産防止共済制度1万9千件) 		
23 まちづくりの推進	市町村において、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することにより、中心市街地に人を集め、にぎわいを生み出すとともに、地域コミュニティの場(人が住み、育ち、学び、働き、集い、交流する場)としての中心市街地を再生する。	<p>目標</p> <p>市町村が「中心市街地の活性化に関する法律」に基づいて作成する基本計画(当該市町村の区域内の中心市街地について、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画)の認定は、内閣総理大臣が行う。経済産業省としては、事業者による商業活性化への取組に対して各種支援施策を有効に講じ、今後3年間で100の基本計画認定がなされることを目指す。また、認定を受けた各基本計画における経済活力の向上に係る目標が100%達成されることを目指し、支援・助言を行う。</p> <p>指標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)基本計画の認定を受けた市町村数 2)目標の達成度合いを測る指標として、中心市街地における、商店の売上高、空き店舗数、来街者数、駐車場等の施設利用者数を基本的な指標とするが、市町村は自らが策定する基本計画において、中心市街地活性化の目標を明記することとなるため、どのような指標を目標として設定するかについては、市町村のまちづくりへの取組内容によってそれぞれ異なる。 		
24 産業クラスター計画・地域経済の活性化の推進	それぞれの地域の実情、特性を踏まえ、我が国経済を牽引する産業及び今後世界的に成長が見込まれる産業の立地環境整備と国際競争力強化を図り、地域における経済成長を実現する。	<p>地域における産学官ネットワーク形成の促進を通じて、モノ作りやバイオ、ITなどの産業分野における新事業創出を図り、その国際競争力の強化を実現する。また、先端的なハイテク産業分野に加え、一次産品、技術・技能、自然環境や景観などの地場特性をいかした地域の新たな取組の創出を図る。具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 産業クラスター計画第一期において、5年間で4万件的起業、新製品開発等を目指す。 2) 中小企業支援策とあわせて5年間で1,000の地域資源をいかした新事業を創出する。 		

エネルギー・環境政策			
25 省エネルギーの推進	国民及び事業者が省エネルギーに向けた取組を継続的かつ最大限実施するよう促すことにより、2030年までに30%(2003年比)のエネルギー効率の改善を達成し、もって温室効果ガスの削減目標の達成(2010年度において1990年度比 6%)とエネルギー安全保障の向上を図る。	2010年度において、産業、民生業務、民生家庭、運輸の各部門における最終エネルギー消費量を、それぞれ、188百万kl以下、61百万kl以下、53百万kl以下、97百万kl以下とし、省エネ量()として全体で59百万kl以上とすることを目指す。 省エネ量とは、国が省エネルギーに関する施策を実施しなかった場合の2010年度におけるエネルギー消費量と施策を実施した場合のエネルギー消費量の差分である。 また、上記数値目標のほか、個々の主体が不断に工夫を凝らしつつ省エネ対策を推進するよう促していくための仕組みづくりを重視した施策の実施を目指す	
26 エネルギーの高度利用・エネルギー源の多様化	内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図るため、石油代替エネルギーの開発及び利用の促進やエネルギー利用効率の向上を通じて、エネルギーの高度利用及びエネルギー源の多様化・分散化を推進する。	2010年度までに、新エネルギーを1,910万kl(原油換算)導入する。(2003年度:1,054万kl) ここでいう新エネルギーとは、発電分野では、太陽光発電・風力発電・廃棄物発電+バイオマス発電を指し、熱利用分野では、太陽熱利用・廃棄物熱利用・バイオマス熱利用・未利用エネルギー(雪水冷熱を含む)を指す。 2030年までに以下の目標を達成する。 我が国の一次エネルギー供給に占める石油依存度を40%を下回る水準に引き下げる。(2006年現在:50%) 我が国の運輸部門における石油依存度を80%程度とする。(2006年現在:ほぼ100%)	
27 原子力の推進・電力基盤の高度化	安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分考慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、供給安定性に優れ、発電過程において二酸化炭素を排出しない原子力を基幹電源として推進するなど、効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。	エネルギー情勢は大きく構造変化しており、安定供給の確保、環境への適合の必要性が高まっている。これを実現するためには、発電分野においては、供給安定性に優れ、発電過程において二酸化炭素を排出しない原子力の推進が重要であり、2030年以降においても、発電電力量に占める比率を30%~40%程度以上とすることを目指す。また、発電された電力を安定的かつ効率的に需要家へ届けるため送配電分野においては、瞬時電圧低下や需要変動時等に系統を適正に制御し、電力供給を安定化させるための技術開発や、発電電力を無駄なく輸送するための技術開発などにより、現状以上の供給信頼性を実現することを目指す。 同時に、市場環境の整備を図ることにより、こうした安定供給の確保、環境への適合が、効率的に達成されることを目標とする。 ・安定供給 1. 発電分野 (1)原子力の推進 ➤ 高速増殖炉(FBR)サイクル技術の開発 軽水炉サイクルから高速増殖炉サイクルへの円滑移行を念頭に置きつつ、2025年頃までに実証炉及び関連サイクル施設の実現、2050年前の商用ベースでのFBRの導入実現を図るため、実証炉に必要とされる技術開発等を推進する。また、高速増殖炉サイクルの確立において、次世代再処理工場から回収が想定されている高線量回収ウランの軽水炉サイクルへの供給は極めて重要であることから、これら高線量回収ウランの軽水炉への供給を実現するために必要な研究開発に着手する。 ➤ ウラン資源の安定供給確保 ウラン資源の確保は我が国原子力発電の推進にとって重要な課題である。世界の天然ウラン供給量の拡大に貢献し、また、我が国にとってのウラン資源安定供給を実現するため、我が国企業による探鉱開発活動や関連投資活動に対する支援等を行う。 ➤ 原子力発電における技術・人材の維持・発展 総発電電力量に占める原子力発電の割合を、2030年以降も3~4割程度またはそれ以上の供給割合を担うことが適切。このために、2030年前後から見込まれる、国内の大規模な代替炉需要に対応するため、技術開発や人材育成、産業の国際展開の推進の取組により、我が国原子力産業の技術、人材の両面において、必要な厚みを維持することを目指す。	

		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 軽水炉サイクルの推進 核燃料資源を合理的に達成できる限りにおいて有効に利用し、我が国のエネルギーの安定供給を確保する観点から、2010年度頃からの新型遠心分離機導入、2012年のMOX燃料加工施設の操業開始に向けた導入技術の技術確証や技術動向の調査等を通じ、持続的かつ国際的な自立性を有し、国際競争力を有する軽水炉核燃料サイクルの早期確立を図る。また、六ヶ所再処理工場等の安定的操業を実現するための事業環境整備を図る。さらに、次世代再処理工場からの回収が想定されている高線量回収ウランの軽水炉への供給を実現するために必要な技術開発を実施する。 ➤ 放射性廃棄物対策の着実な推進 2030年代半ばまでを目途とする、高レベル放射性廃棄物の最終処分開始に至る、処分事業や安全規制に必要な基盤となる技術を整備するとともに、TRU廃棄物処分に係る法改正等所要の事業環境整備を進める。 ➤ 原子力広聴・広報活動 2007年8月の六ヶ所再処理工場の操業開始、2010年度までの16～18基でのプルサーマルの実施、2030年代半ばまでを目途とする高レベル放射性廃棄物処分の事業化、2030年以降も3～4割程度またはそれ以上の原子力発電比率の実現等を図るべく、国内外での効率的かつ効果的な広聴・広報活動を通じて、地元住民を含む国民の原子力発電・核燃料サイクル・放射性廃棄物処分等に対する理解の向上を図る。 <p>(2) 電源立地地域対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 電源立地地域とのより一層の相互理解を図り、広聴・広報活動を含む着実な立地対策を行う。 電源立地地域対策交付金等 電源地域の住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化を図ることを目標とする。 電源地域の振興 各種地域振興施策により、電源立地地域における企業立地、雇用確保等を展開し、電源立地及び運転の円滑化を図る。 広聴・広報活動(原子力広聴・広報活動(上掲)を含む) 電源立地の必要性や安全性に関する広聴・広報活動を通じて、電源立地に対する理解と協力を図り、電源計画の進展、既存電源の安定的な運転を目指す。 <p>(3) 電力負荷平準化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 電力負荷平準化対策等により、電力負荷率の改善、発電分野によるCO2排出削減等の対応を通して、電力の安定供給、地球環境への適合、電力コストの低減を図る。 電力負荷率の更なる改善(平成22年度:ピークシフト電力250万kW) CO2排出量(平成22年度:0.340kg-CO2/kWh) 高効率給湯器(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器)の累積導入台数(平成22年度:約520万台) <p>2. 送配電分野</p> <p>(1) 瞬時電圧低下や需要変動時等においても、系統を適正に制御し、電力供給を安定化させるための技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 系統電圧変動抑制: 基準電圧±3%以内(0.1秒)(平成22年度) ➤ 周波数変動抑制: 基準周波数±0.1Hz(最大)以内(平成22年度) <p>(2) 発電電力を無駄なく輸送するための技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 超電導線材の開発: 臨界電流300A/cm幅以上、線材長さ500m以上(平成19年度) ➤ 超電導ケーブルを用いた送電技術の確立(平成23年度) 	
--	--	--	--

		<p>(3)系統電力と分散型電源を相互に有効活用するための技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 分散型電源導入可能量:配電線容量の100%(平成22年度) ➤ 系統電力と分散型電源の相互補完活用により無瞬断な高品質電力供給の実現(平成22年度) <p>(4)高性能・高信頼性の電力供給システムを構築する技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 500~900 の高温・腐食性雰囲気下において、設備寿命を2倍以上向上できる材料の開発(平成21年度) <p>(5)電力の安定的供給に十分な送配電網の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 電線類の地中化距離(平成20年度:約8,500km) <p>.効率的な供給 具体的な数値目標を設定することは困難であるが、電気事業の経営効率化・基盤強化やそのための制度整備による供給信頼度の向上を通じて、国際的な比較も含め、ユーザーである国民、産業界等の需要家満足度の向上を図る。</p>		
28 石油・天然ガスの安定供給確保	近年、原油価格高騰など、石油等を巡る国際情勢が目まぐるしく変化する中、我が国の石油・天然ガスに係る重層的かつ多様なセキュリティの向上を図ることにより、石油・天然ガスの安定供給を確保する。	<p>2030年までに、我が国の自主開発比率を引取量ベースで40%に引き上げることを目指す。(平成18年:約15%)</p> <p>石油精製・流通部門において、国際的な原油調達環境の悪化、製品需要の軽質化や、国内の環境問題、燃料多様化等の環境変化に適切に対応する。</p> <p>2030年までに、運輸部門の石油依存度を80%程度となり得ることを目指し、必要な環境整備を行う。(平成18年:ほぼ100%)</p> <p>国家製品備蓄の導入、国家備蓄放出の機動性強化(貸付措置の導入等)を行う。また、諸外国の動向や財政状況、国内の空きタンク状況等を注視しつつ、国家備蓄の積み増しによって中長期的な量的強化を図る。</p>		
29 鉱物資源の安定供給確保	非鉄金属資源の探鉱・開発、リサイクルの推進、代替材料等の開発、レアメタル備蓄等により、中長期的かつ持続的に鉱物資源の安定供給の確保を図る。	<p>鉱種ごとの特性に応じた対応により、短期的・中長期的に資源供給リスクの低減を図る。</p> <p>探鉱開発の推進:本邦企業の権益比率相当分の鉱石の輸入割合を引き上げることを目指す。 (2004年・銅鉱石の場合:39.8%)</p> <p>リサイクルの推進:国内における非鉄金属のリサイクル率を引き上げることを目指す。</p> <p>代替材料等の開発:レアメタルの原単位(=使用量/機能)を引き下げることを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度までに、透明電極におけるインジウムを3割以上削減。 ・平成23年度までに、希土類磁石におけるディスプロシウムの使用量を5割以上削減。 ・平成23年度までに、超硬工具におけるタングステンの使用量を2割削減。 <p>レアメタルの備蓄:平成18年度中に、総合資源エネルギー調査会鉱業分科会及び同レアメタル対策部会を開催し、備蓄対象鉱種、備蓄量、緊急時の判断基準・放出手順等につき検討したうえで備蓄目標を見直す。 (現行目標:レアメタル7鉱種(ニッケル、クロム、タングステン、コバルト、モリブデン、マンガン、バナジウム)の国家備蓄42日)</p>		
30 資源循環推進	廃棄物の発生抑制(リデュース)、製品や部品の再使用(リユース)、原材料としての再利用(リサイクル)を促進し、循環型社会の形成を推進する。	<p>平成22年度に以下の目標を維持・達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物のリサイクル率:24%(平成15年度:16.8%) 産業廃棄物のリサイクル率:47%(平成15年度:49%) 資源生産性:約39万円/トン(平成15年度:31.6万円/トン) 循環利用率:約14%(平成15年度:11.3%) 最終処分量:約2,800万トン(平成15年度:4,000万トン) 		

31 温暖化対策	温室効果ガスの長期的・継続的な排出削減に加え、「京都議定書」における 6%の温室効果ガス削減目標の達成を図り、もって地球温暖化の防止を図ることを目的とする。	2008年～2012年(「京都議定書」の第1約束期間)において、基準年比(1990年度比) 6%の温室効果ガス削減を達成する。 「京都議定書目標達成計画」(平成17年4月閣議決定)に示された各部門の目安としての目標(基準年比)は以下のとおり。 エネルギー起源CO ₂ : +0.6% 非エネルギー起源CO ₂ : 0.3% メタン: 0.4% 一酸化二窒素: 0.5% 代替フロン等3ガス: +0.1%		
32 環境経営・競争力の強化	環境ビジネスの育成、環境に配慮した企業経営の促進、環境負荷物質対策を行うことにより、環境と経済が両立した経済社会(環境調和型経済社会)の構築を図る。	<p>環境ビジネスの育成(環境ビジネス創出に資するリスク低減)、環境に配慮した企業経営の促進(効率的で競争力のある環境管理体制の構築、環境規制への実効性のある取組を促進)、環境負荷物質対策(パーゼル条約履行の体制強化、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)への対応)を行い、環境調和型経済社会の構築を図る。</p> <p>上記の施策により、環境に配慮した取組の価値を可視化する社会システムの実現、環境負荷物質の排出削減等を目指し、平成22年度に以下の目標を達成する。</p> <p>環境ビジネスの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境ビジネスの市場規模: 約67兆円(平成12年度:約48兆円) エコプロダクツ展の来場者数: 300,000人(平成17年度:140,461人) <p>環境に配慮した企業経営の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ISO14001審査登録数: 32,000件(平成17年度:20,377件) 環境管理会計(MFCA)導入事業所数: 250事業所(平成17年度:60事業所) 環境ラベル・エコリーフ登録件数: 2,000件(平成17年度:435件) <p>環境ラベル・エコリーフは、LCA(製品のライフサイクル全体にわたる環境負荷に関するアセスメント)による環境データを公開する製品に対して、社団法人産業環境管理協会が認証し、ラベルを付与する制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> エコプロダクツ展の来場者数: 300,000人(平成17年度:140,461人)(再掲) <p>環境負荷物質対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準(人の健康、生活環境の観点から維持が望ましい基準)を達成する ダイオキシン類の排出総量を平成15年比で約15%削減する 		
原子力安全・産業保安政策				
33 原子力安全	<p>原子力に内在するリスクを十分認識し、以下の3つの規制理念のもと、的確に規制を行うことにより、また、<u>原子力施設に対する災害、テロなどの有事に万全をもって備えること</u>により、国民から負託を受けたエージェントとして原子力の安全を確保し、もって国民の安全の確保と環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p><u>安全規制が明確であり、公開されていること</u></p> <p>国民の安心の醸成を図る観点から、国民の視点に立って、安全規制の考え方、各</p>	<p>総合的に原子力の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。</p> <p>目下問課題となっている耐震安全性確保策や高経年化対策、制御棒ひび割れ対策等のみならず、中間貯蔵施設や高燃焼度燃料、原子炉の廃止措置など、今後発生する事業者の新たな事業形態や事象に即し、より高度な手法を持って国がチェック制度を構築し、実行するために、国内外の技術的動向に関する最新情報を逐次入手・分析し、それぞれの技術的知見が安全性の判断をする際に必要となる時期を見極めながら優先度をつけつつ、評価のための技術的基盤を不断に整備する。</p> <p>安全規制を最新の科学的知見をもって実践するために、ヒューマンエラーなどの要素を含めたりスク情報を活用した原子力安全規制の導入に向けた技術的基盤整備を引き続き進める。</p> <p>特に、<u>人的過誤等の直接要因に係る不適合のは正に関する事業者の取組を評価する際の視点の明確化や、プラントの安全確保状況をより的確に評価するための安全実績指標(パフォーマンス指標)の導入(目標出はなく実績評価として)等の検討を、総合エネルギー調査会原子力安全部会検査のあり方等に関する検討会の場での議論を経て進めていく。</u></p> <p>また平成20年度に新たな検査制度を導入することを目的として今後法改正が進められる方向であることに併せ、検査官や事</p>		

	<p>種の基準や、実際に講じた措置、日々の規制活動について、透明性を確保しつつ、十分な説明を行う。</p> <p><u>安全規制は最新の技術的知見を反映した効果的なものであること</u></p> <p>最新の科学的知見を適切に規制に反映させ、有効かつ効率的な安全規制を実施する。</p> <p><u>国際動向に主体的に対応すること</u></p> <p>国際的な情報収集・協力等により、我が国の原子力安全規制の有効性の向上を図る。また、原子力安全が我が国のみならず世界共通の課題であるとの観点から、原子力安全の国際的な知見・経験の共有を進める。</p>	<p>業者の必要なスキルアップを図るための研修体制の充実を進める。</p> <p>広聴・広報活動を通じて原子力安全行政の明確性、透明性を確保するとともに、原子力安全への国民の理解を深め、国民の安心の醸成を図る。</p> <p>(具体的な施策目標例とその実施時期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度夏を目処に原子力安全委員会の耐震設計審査指針が改訂され、事業者これに照らした各原発の耐震安全性の評価を指示する予定。その結果を平成19年度から国として確認する。 ・平成19年にはむつ中間貯蔵施設設置許可申請が行われる見込みであることから、平成19年初頭までに一般的な中間貯蔵施設の技術基準を策定する ・平成19年度通常国会において電気事業法の改正が行われ、平成20年度から新たな検査制度が導入されることから、事業者による保全プログラム策定のための審査基準、マニュアルの充実、人的過誤・組織的要因及び安全文化の劣化等に係るガイドラインの整備、安全実績指標・安全重要度評価手法のガイドライン整備を実施する。 ・平成19年度通常国会において特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律及び核原料、核燃料及び原子炉の規制に関する法律の改正が行われ、平成20年度から高レベル放射性廃棄物安全規制が施行される予定であることから、平成20年までに高レベル廃棄物処分の技術的基準を整備する。 ・平成21年には運開後30年を経過する原子力発電プラント数が20基を超えることから、平成20年度までには、保全プログラムとも連動した、高経年化対策の具体的方策の検討をまとめる。 ・平成23年には日本原電東海発電所の原子炉部分廃止措置が開始する見込みであることから、平成23年までに原子炉廃止措置のための技術基準を策定する。 ・平成25年には原型炉「ふげん」の廃止措置が開始する見込みであることから、平成25年までに「ふげん」特有の廃止措置のための技術基準を策定する。 ・平成19年度までに、広聴・広報活動により醸成される原子力安全行政に対する国民の安心に関する指標(原子力安全行政の認知度などを想定)を規定し、平成20年度以降、継続的に当該指標を把握するとともに、広聴・広報活動を通じて毎年度当該指標を向上させていく。 <p>(計測指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律対象トラブル報告件数 ・人的過誤割合 ・原子力の安全性に対する国民の安心に関する指標 		
<p>34 産業保安</p>	<p>高圧ガス・LPガス・火薬類を取り扱う施設、発電施設・都市ガス事業に供する施設、鉱山等の有する爆発性、人体有害性等の危険性にかんがみ、それぞれの特性に応じた規制を適切に実施することによって、災害・事故等の発生を防止し、もって安全・安心な社会を実現する。</p>	<p>(1) より安全な技術基準策定のための 調査の実施、事故調査解析による類似事故の防止等により、産業保安に係る事故の減少を図る。特に、火薬、都市ガス、LPガス及び鉱山については、それぞれ以下の水準を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火薬による事故件数を平成22年度に30件前後に低減。 ・都市ガスによる死亡事故を平成22年までにゼロに近い水準(年間に1件未満)に低減。 ・LPガスによるB級以上の事故のゼロ水準を維持。なお、B級事故とは次のとおり。 <p>B級事故</p> <ul style="list-style-type: none"> 死者1名以上4名以下のもの 重傷者2名以上9名以下のものであって、 以外のもの。 負傷者6名以上29名以下のものであって、 及び 以外のもの。 人身被害のあるものであって、 から までと同等以上の被害が認められるもの。 多大な物的被害(直接被害総額約1億円以上2億円未満)を生じたもの その発生形態、災害の影響程度、被害の態様、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響が大きいと認められるもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・鉱山災害を、平成19年度を目標に撲滅(第十次鉱業労働災害防止計画)。 		

		<p>(2) 水素等新しいエネルギーの利用形態、天然ガスの利用拡大・分散型電源・高効率設備といった新しい事業形態等を踏まえた保安の現状について調査し、技術基準の策定・見直しに必要な技術的知見を蓄積することによって、時代に即した安全規制を整備し、事故の発生を最小限に止める。また、電線の周辺等で発生する低周波電磁界（EMF）が生態や人体へ及ぼす影響について、各国等のEMFに対する規制動向を調査した上で、国内の規制の見直しに係る検討やシンポジウム等による情報提供を行う。</p> <p>(3) 発電施設に関する環境アセスメントを的確に実施するために、最新の知見を反映した環境アセスメントの手法の確立及び高度化を行うため、必要な調査を行い、国が行う環境審査において、専門的な知見に基づいた指導を行うことができるようにする。また、平常時の事故から地震、テロ等の異常事態に至るまでのすべての保安リスク情報に基づいて、都市ガス事業の保安レベルを向上させるためのマネージメントの手法を調査・検討し、標準的な手順と先端的な事例を解説した報告書・マニュアル類の作成を行うとともに、実際の事業者における試行・評価・検証等の作業を実施することにより、一般ガス事業者及び簡易ガス事業者が、そのニーズや企業規模等に応じた形式、規模で円滑に導入できるようにするための基盤を整備する（平成19年度～平成21年度）。</p> <p>(4) 「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」（平成15年3月28日経済産業省告示第90号。以下「基本方針」と言う。）で定められた鉱害防止対策が必要な休廃止鉱山の鉱害防止事業量（坑道、集積場等の発生源対策、発生源から流出する坑廃水の処理施設の設置等）について、平成24年度末を目途に着実に実施する。また、坑廃水処理事業は、「基本方針」に定められた坑廃水処理の年間事業量を目標に、排水基準等をクリアするよう確実に実施していく。一方、廃止坑井からの漏油等の鉱害が発生している地域において、地方公共団体が廃止坑井の封鎖事業計画を有し、地方公共団体が主体的に実施する廃止坑井の封鎖事業を平成19年度末までに促進する。</p>	
--	--	--	--

(表の記載について)

表の右欄の反映状況については、以下の整理に基づき作成。

- 1 当該施策に係る財政措置（予算、政策金融、税制）について、終了、縮小、拡充、新規要求及び見直し等を行った場合、『 』を記載。
そのうち、1億円以上の新規予算要求事業が含まれている場合、『 』を記載。
- 2 機構定員要望への反映がなされている場合、機構定員の欄に『 』を記載。